

伊賀市告示第 122 号

伊賀市維持業務委託検査要領を次のように定める。

令和元年 12 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市維持業務委託検査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀市建設工事等検査要綱（平成 16 年伊賀市告示第 89 号）で規定する検査のうち、維持業務委託の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第 2 条 検査員が行う検査の対象は、維持業務委託契約書の条項（森林整備請負契約書の条項を含む。）に基づく業務で、契約図書に作業内容、数量又は規格値等を定めている業務とする。ただし、機能維持のための保守点検業務、道路・河川・海岸等清掃業務、関係地区・各種団体等への委託業務（樋門操作委託、公園維持管理委託等）及び協定に基づく委託業務は対象外とする。

(その他)

第 3 条 維持業務委託の検査に関しこの要領に定めのない事項については、伊賀市工事検査要領（令和元年伊賀市告示第 119 号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。